

# 契約トラブル注意報! ~傾向と対策~

## Q&A から学ぼう

例1 クレジット契約で購入した化粧品が不良品だった。

⇒ 解約の連絡をすべきなのは、どこ？

例2 未成年の子どもが親に内緒でバイクを購入したが支払ができない。

⇒ 契約は取り消せる？

契約は口約束でも成立する？ そもそも契約とは？

☞ いろいろな事例をもとに、“契約”について学び、賢い消費者になりましょう！



2015年11月17日(火)  
10:00~12:00

講師：松苗 弘幸さん  
(弁護士)



## 浦和コミュニティセンター第13集会室

JR 浦和駅 東口徒歩1分 (浦和パルコ上 コムナーレ 10階)  
駐車場 あり (有料)  
定員 80名 (要申込み)

参加費無料

《お申込み・お問い合わせ》

適格消費者団体 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会  
TEL048(844)8972 FAX048(844)8973